

京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議規約

(名称)

第1条 本会の名称は、「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」（以下、「検討会議」という。）という。

(目的)

第2条 検討会議は、川崎臨海部を中心とするコンビナートにおいて、企業間連携による高度化の取組みについて検討し、その事業化を図ることにより、高付加価値で、環境共生型のエネルギー産業の集積をめざす。

(所掌事項)

第3条 検討会議は、以下の事項を検討する。

- (1) 企業間連携による高度化の取組み
- (2) 高度化の取組みの事業化方策
- (3) その他、検討会議の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 検討会議は別表に掲げる企業、団体に構成する。

- 2 検討会議に座長を置く。
- 3 座長は検討会議を必要に応じ招集し、その議長となる。
- 4 検討会議にはオブザーバーを置くことができる。

(部会)

第5条 検討会議において必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成、運営等に関する事項は各部会において定める。

(関係者の出席)

第6条 検討会議において必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(経費)

第7条 検討会議の検討にあたり、事業費が生ずる場合には、検討会議において協議の上負担方法を決定する。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、神奈川県政策局自治振興部地域政策課及び川崎市経済労働局国際経済推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、検討会議に諮り定める。

附 則
この規約は、平成20年1月23日から施行する。

附 則
この規約は、平成20年7月14日から施行する。

附 則
この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成22年7月16日から施行する。

附 則
この規約は、平成23年12月26日から施行する。

附 則
この規約は、平成24年7月18日から施行する。

附 則
この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この規約は、令和2年7月1日から施行する。

附 則
この規約は、令和4年3月23日から施行する。

別 表

ENEOS 株式会社
旭化成株式会社
川崎オキシトン株式会社
川崎天然ガス発電株式会社
J F E スチール株式会社
出光興産株式会社
昭和電工株式会社
株式会社デイ・シイ
東亜石油株式会社
東京ガス株式会社
東京電力グループ
日本冶金工業株式会社
特定非営利活動法人産業・環境創造リエゾンセンター
経済産業省関東経済産業局
横浜市
川崎市
神奈川県